

一般社団法人プレスマンユニオン定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人プレスマンユニオンという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県川口市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、志あるメディア関係者を中心に、学術経験者や地域の観光関係者と連携し、内外旅行者の利便に資するとともに、観光事業の発展と国際親善、ならびに地域経済の活性化に寄与することを目的とする。また、単なる消費を目的とする旅ではなく、心豊かになる旅、わくわくどきどきする旅を追求するメディア関係者の結集および、同じ志を持つ後輩の育成を図る。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 取材、撮影、録音、通訳、翻訳並びに出版、ウェブビジネス、情報伝達媒体などに関する事業

- (2) PR・宣伝及び広告に関する事業
- (3) 関係官庁等に対する意見の具申及び観光関係団体等との連絡協調
- (4) 観光関係団体・観光および飲食・文化関連施設等に対するコンサルタントと苦情処理
- (5) 観光関係団体・観光および飲食・文化関連施設等に関する調査研究
- (6) 各種情報の収集並びに仲介販売に関する事業
- (7) 関係官庁などの行政機関などから配信される情報の伝達
- (8) 関係官庁、教育機関と旅行代理店等との連携
- (9) 地域経済活性化に関する提言と施策の実現
- (10) 旅行斡旋業およびホテル業
- (11) 飲食店の経営
- (12) 温泉健康施設、娯楽施設、スポーツ施設、興行施設、イベントの企画設計、施工、運営、並びに各種興行の企画運営、およびタレントの養成、派遣
- (13) 労働者派遣事業
- (14) 室内装飾品、食品、衣料品、日用雑貨、子供用品、玩具、文房具、菓子、娯楽用品、スポーツ用品、美容・健康用品などの企画・設計・製造・輸入・輸出・販売
- (15) 不動産及び動産の売買、仲介、賃貸、鑑定・管理に関する事業並びに不動産に関するコンサルタント業務
- (16) 建築の設計・施工・監理およびコンサルタント業務並びに建材家具・什器の設計・製造・販売およびコンサルタント業務
- (17) 音楽、音源に関する販売業務
- (18) 講演会、学習会に関する業務および学習教室の経営

- (19) 地域活性を目的とした物販
- (20) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 顧問（名誉会員） この法人に助言をするメディア・観光・学術経験者で、理事会において推薦された者
- (3) 賛助会員 この法人の事業を提言および賛助するために入会した個人及び団体
- (4) 準会員 この法人の事業を補助するために入会した個人及び団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員として入会しようとするものは、この法人所定の様式により、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(入会金及び会費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき、および毎年、会員は総会において別に定める額を支払う義務を負う。

1.正会員は、総会において別に定めるところにより、入会金及び会費を納めなければならない。

2.賛助会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納めなければならない。

3.既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款、その他のこの法人の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または、信用を失うような行為があったとき。

(3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合の他、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。会員として資格を失った者は、会員としての一切の権利を失い、すでに納入した会費その他本法人の資産に対して、何らの請求をすることができない。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から代表理事に対し会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面による開催の請求があったとき、代表理事は総会の招集を行なう義務を負う。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行なう。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行なわなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の

中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名以上を代表理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定め

る報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行なう。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(剰余金)

第34条 この法人は、剰余金の分配を行なうことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 附則

(委任)

第40条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時の役員)

第41条 この法人の設立時の理事及び代表理事は酒井正人、板倉あつしとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第42条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所

埼玉県川口市

設立時社員 酒井正人

住所

神奈川県大和市

設立時社員 板倉あつし

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人プレスマンユニオン設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成26年11月21日

設立時社員 酒井正人

設立時社員 板倉あつし